

大船渡市監査委員告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 8 年度定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 29 日

大船渡市監査委員	鈴 木	弘
大船渡市監査委員	船 野	章

令和 8 年度定期監査（前期分）結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲・機関

財務に関する事務の執行を対象とし、令和 7 年度を範囲として実施した。

対象機関は次のとおり。

小学校（3 校）：盛小学校、大船渡小学校、大船渡北小学校

中学校（2 校）：第一中学校、大船渡中学校

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

また、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、施設・設備の維持管理が適切になされているか、物品等の購入、検収及び管理は適正に行われているか、現金等の出納及び保管は適正に行われているか等を着眼点として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、学校経営の基本方針への取組における財務に関する事務の内容や手続について校長、所管課長等から事情聴取を行うなどにより実施した。

4 監査の実施場所及び日程

(1) 場 所： 対象機関の校長室等

(2) 日 程： 令和 8 年 5 月 11 日から令和 8 年 6 月 29 日まで

5 監査結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、理科室における薬品管理において薬品の購入年月日及び使用期限が台帳に記載されていない、備品の廃棄処分が大船渡市立小中学校備品管理事務取扱要領細則で定められた方法（廃棄承認年月日を明記し）で処分されていない、市内等出張命令兼旅費請求明細書の帰校時間を事前に記入している、請求書の受付日を実際の受付日ではない日付で押印している等の軽易な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

また、施設の鍵に係る台帳や倉庫に保管している用具等に係る点検簿の整備について前回（令和 5 年度）監査時に口頭で指導した事項が改善されていない、備品購入における支出負担行為を整理する時期に誤りがあるなど、指摘事項には至らないものの適正を欠くと認められたものは口頭で注意・指導をしたところであるが、改善を望む事項であることから、改めて、次のとおり注意事項として記載した。

支出負担行為は支出の原因となるべき契約その他の行為であり、法令又は予算上の根拠を必要とする手続きであるという認識が、学校の事務担当者及び専決者等に不足していた。

また、市立小中学校予算に係る会計事務を指導する立場である所管課においても、審査や指導が不足していたと言わざるを得ない。

支出負担行為の整理時期については、令和7年度定期監査（前期分）結果報告書においても指摘事項として記載した事例があるにも関わらず、今回監査においても支出負担行為の整理時期を誤る事例が見受けられた。

支出に係る事務手続きについては、事務担当者のみならず専決者等も法令や事務処理手順等を正しく理解するとともに、所管課においても十分に確認を行うなど、適正な事務の執行に努められたい。

【注意事項】

対象	大船渡小学校・学校教育課
内容	同年度内で2度の図書室用書籍購入に係る全ての支出負担行為の取扱について (1) 備品や書籍購入については発注前に支出負担行為を起案及び決裁すべきところ、書籍の納品日、検収日及び請求日と同日の日付で起案し、決裁月日についても起案月日と同日としている。 (2) 上記について、事務担当者に対し専決者等や所管課から指摘や指導が行われていない。

対象	大船渡小学校
内容	前回（令和5年度）の監査において、鍵台帳に型番及びメーカーを記し整備するよう口頭指導したが、整備していない。

対象	大船渡中学校
内容	前回（令和5年度）の監査において、倉庫に保管している用具・道具は点検簿を整備して適正に管理するよう口頭指導したが、整備していない。